

第 3 編 震災対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節 防災知識・思想の普及

第2編第1章第1節「防災知識普及計画」の定めるところによる。

第2節 自主防災活動計画

第2編第1章第5節「自主防災活動計画」の定めるところによる。

第3節 消防団の育成・強化

第2編第1章第3節「消防団の育成強化」の定めるところによる。

第4節 地震防災訓練の実施

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等、実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関および地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

(訓練項目)

- ア 非常無線通信訓練
- イ 水防工法訓練
- ウ 炊き出し訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 救出・救護訓練
- カ 消防訓練
- キ 応急復旧訓練

(2) 消防訓練

消防技術の練磨および習熟を図るため実施する。

(訓練項目)

- ア 非常訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ その他

(3) 水防訓練

河川、溜池等の水防作業は、暴風雨下になかも夜間に行うような場合が多いので、迅速かつ的確に推進するため実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 通報訓練
- オ 動員訓練
- カ 輸送訓練
- キ その他

(4) 非常無線通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信し、十分な効果をあげることができるよう、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達について訓練を実施する。

(5) 避難誘導訓練

学校および各施設等において避難誘導訓練を実施する。

(6) 自主防災組織訓練

自治会等において防災訓練を実施する。

2. 訓練実施要領

各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定する。

第5節 民間防災組織の確立

第2編第1章第4節「民間防災組織の確立」の定めるところによる。

第6節 防災都市・地域づくり計画

第2編第1章第12節「都市災害予防計画」の定めるところによる。

第7節 震災予防の調査・観測体制

地震・津波災害に関する気象業務体制

長崎地方気象台

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の的確な把握、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報および津波予報の精度向上、地震・津波情報の内容の改善を図るとともに、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を県の防災機関、報道機関を通じて地域住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

ア 地震津波対策業務の実施への取り組み

(ア) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を発表する。

(イ) 緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報（警報）の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートのほか、県を通じた迅速かつ確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかける。

イ 地震・津波に関する観測施設の整備

気象庁は、日本およびその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計、計測震度計および津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測および津波観測を実施する。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、都道府県等と協力して観測体制の充実に努める。

ウ 地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器、その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

エ 津波予報区の基準の設定

気象庁は、津波警報・注意報等が、津波発生時等において、県が行う円滑な防災対策、住民の自主的防災行動に役立てられるよう、津波予報区を設定するとともに、津波警報・注意報の高度化、情報内容の改善を図りつつ、適正な津波警報・注意報の発表に努めるものとする。

オ 地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

カ 平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を県の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

第8節 災害危険区域予防計画

第2編第1章第9節「災害危険区域の設定」の定めるところによる。

第9節 火災予防対策の推進

第2編第1章第10節「火災予防計画」の定めるところによる。

第10節 建築物災害予防計画

第2編第1章第13節「建築物災害予防計画」の定めるところによる。

第11節 防災業務施設の整備計画

第2編第1章第6節「防災業務施設の整備計画」の定めるところによる。

第12節 避難(場)所・避難路の整備

1. 避難(場)所整備

町は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命および身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性および想定される地震に備え、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難(場)所の指定を行う。

また、公共施設だけで想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設等の民間施設を避難(場)所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

注) 緊急的・一時的に避難する場所を「避難場所」、避難生活を送る施設を「避難所」という。避難(場)所の指定に当たっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- (1) 避難(場)所としての適格性は、地震が起こった場合の予想震度に対する耐震性等を十分考慮し、安全性が確保されているかにより判断する。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となり得る幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮し、体系的かつ計画的に配置、整備する。
- (3) 避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受け入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- (4) 避難(場)所としての機能強化を図るため、トイレ、井戸等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- (5) 避難(場)所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。
- (6) 補助や介護を要し一般の避難(場)所には、生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難(場)所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- (7) 避難(場)所指定では、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (8) 避難(場)所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機および燃料等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (9) 避難(場)所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (10) 避難(場)所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- (11) 避難(場)所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2. 避難路の整備等

(1) 避難路の指定

町は、被災者が避難(場)所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

ア 徒歩での避難を原則とする。

イ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。

ウ 避難道路沿いには、危険物がないことに留意する。

(2) 避難路の整備

町は、被災者が避難(場)所に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整

備する。

ア 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。

イ 避難誘導のための標識を設置する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため地域住民、自治会等の協力を得ながら、平常時から当該地域の避難誘導體制の整備に努める。

ア 地域の避難行動要支援者を把握し、避難支援の役割分担を関係者間で明確にする。

イ 避難行動要支援者の避難手段、避難経路、避難（場）所を確認する。

ウ 自動車による避難が必要な場合は、避難経路を確認し、通行の可能性や問題点等を検討しておく。

エ 健常者よりも早めの避難を心がける。

3. 警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時の活動を通じ町と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難（場）所、避難経路および避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

4. 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

大規模小売店舗、その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、大規模小売店舗等その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

第2編第1章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところによる。

第14節 医療・保健に係る災害予防対策

第2編第1章第18節「医療・保健に係る災害予防対策」の定めるところによる。

第15節 応急救助等における防災体制の整備

第2編第1章第19節「応急救助等における防災体制の整備」の定めるところによる。

第16節 生活福祉に係る災害予防計画

第2編第1章第16節「生活福祉に係る災害予防計画」の定めるところによる。

第17節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

第2編第1章第20節「公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画」の定めるところによる。

第18節 相互応援体制の確立

第2編第1章第21節「相互応援体制の確立」の定めるところによる。

第19節 コンピューターの安全対策計画

第2編第1章第22節「コンピューターの安全対策計画」の定めるところによる。

第20節 帰宅困難者対策計画

第2編第1章第24節「帰宅困難者対策計画」の定めるところによる。

第21節 業務継続計画(BCP)策定計画

第2編第1章第25節「業務継続計画(BCP)策定計画」の定めるところによる。